

平成 28 年 月 日

荷主関係団体代表者 殿

トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会

事務局：厚生労働省和歌山労働局
国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局
公益社団法人和歌山県トラック協会

リーフレットの周知のお願い

～荷主の皆様へ

ご存知ですか？ トラックドライバーの労働時間のルールを～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は連携して、経済産業省や農林水産省の協力も得ながら、トラック業界の長時間労働の抑制に向けて、検討・対策を進めているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかったという荷主企業の声も聞かれます。また、荷主の指示等を背景に、この告示に違反する過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度もあまり高くないのが実情です。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主の皆様の協力が不可欠であり、その前提として、荷主の皆様にトラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが肝要です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成いたしました。

より多くの荷主の皆様に周知いたしたく、地域の荷主企業の皆様とつながりのある貴団体に送付させていただく次第です。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配意をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解いただき、社内周知等ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上

荷主の皆様へ ご存知ですか? トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

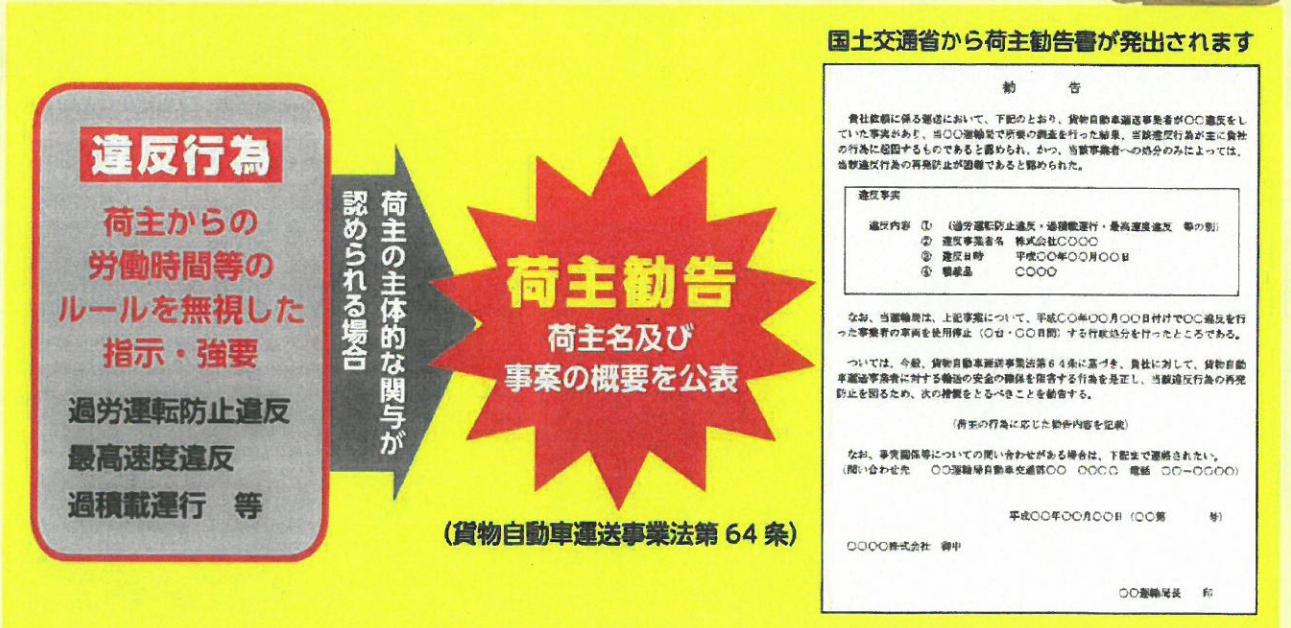
拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293 時間以内
休息時間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり 9 時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-0000107052_00001.html) をご覧ください。

**過労運転への荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます**



● 荷主勧告制度の概要



荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



国土交通省



厚生労働省



公益社団法人
全日本トラック協会